

令和3年度答申第76号
令和4年3月4日

諮問番号 令和3年度諮問第85号（令和4年2月16日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく医療特別手当の失
権処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件諮問については、当審査会において調査審議は行わず、審査庁において速やかに裁決のための手続を進めるのが相当である。

理 由

- 1 本件は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下「被爆者援護法」という。）11条1項の認定（以下「原爆症認定」という。）を受けた疾病である心筋梗塞（以下「本件認定疾病」という。）に係る医療特別手当の支給を受けていた審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号。以下「被爆者援護法施行規則」という。）32条1項の規定に基づき、本件認定疾病に係る医療特別手当健康状況届（以下「本件健康状況届」という。）を提出したところ、A知事が、本件健康状況届に「添付の診断書では、「心筋梗塞」の状態にあるとは認められない」として、被爆者援護法施行規則33条2項の規定に基づき、本件認定疾病に係る医療特別手当の受給権を失権させる処分（以下「本件失権処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

これに対し、審査庁は、(1)原爆症認定時の資料である平成25年9月12日

付けの医師の意見書、平成28年5月の医療特別手当健康状況届添付の診断書（同月25日付け）及び令和元年5月の医療特別手当健康状況届（本件健康状況届）添付の診断書（同月27日付け）における「認定疾病の名称」は、いずれも「急性後壁心筋梗塞」であること、(2)本件審査請求において提出された診断書（同年7月10日付け）によれば、①「認定疾病の名称」は「陳旧性心筋梗塞」、②「認定疾病に係る受診状況」は「定期的に受診し現在治療中」、③「現在行っている治療の内容（認定疾病自体に対するもの）」は「バイアスピリン、アーチスト、クレストール、アルダクトンA、レニベースにて内服治療中」であるところ、「急性後壁心筋梗塞」と「陳旧性心筋梗塞」は、心筋梗塞の発症後の時間の経過による呼称の違いにすぎないこと、そして、上記の「内服治療」は、心筋梗塞治療の一般論に鑑みると、心筋梗塞の予後を改善するための治療を継続しているものであることを確認することができ、審査請求人は、本件健康状況届を提出した時点において、被爆者援護法24条1項に規定する「認定に係る負傷又は疾病の状態」にあると認められ、医療特別手当の支給要件を満たしているから、本件審査請求は理由があり、本件失権処分は取り消すべきであるとして、当審査会に対し、本件諮問をした（諮問書、諮問説明書及びその補足説明資料）。

そして、上記のとおり、審査庁は、本件諮問に当たり、審査請求人に対する医療特別手当の支給を継続すべきであるとの判断を示している。

- 2 本件のような申請拒否処分に係る審査請求について、処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない審査庁で、申請に対して一定の処分をすべき旨を命じ、又は一定の処分をする権限を付与されていないものが、審査請求に係る処分の全部を取り消すとの裁決をしようとするときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）43条1項8号に該当しないため、審査庁は、当審査会に対し諮問をしなければならないが、本件においては、上記1のとおり、審査庁が、当審査会に対し、本件失権処分は取り消すべきであるとともに、審査請求人に対する医療特別手当の支給を継続すべきであるとの判断を示し、そのような裁決がされる予定であることが明らかになっているのであるから、本件諮問については、同号に準ずる場合として、当審査会は調査審議を行わず、審査請求人の権利利益の迅速な救済を図るため（同法1条1項参照）、審査庁において速やかに裁決のための手続を進めるのが相当である。
- 3 なお、本件では、審査庁は、令和3年2月26日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問（令和2年度諮問第106号。以下「前回

諮問」という。)をしたが、同年3月15日、改めて調査検討を行うとして前回諮問を取り下げたところ、審査庁は、今回、本件審査請求は認容すべきであるとして本件諮問をした。したがって、本件諮問は、本件審査請求に係る再度の諮問である。

一件記録によると、本件審査請求から本件諮問(再度の諮問)に至るまでの各手続に要した期間は、次のとおりである。

本件審査請求の受付(審査庁)	: 令和元年7月29日
審理員の指名	: 同年9月13日 (本件審査請求の受付から約1か月半)
反論書等不送付通知書の受付	: 同年11月20日
審理員意見書の提出	: 令和2年11月30日 (反論書等不送付通知書の受付から約1年)
前回諮問	: 令和3年2月26日 (審理員意見書の提出から約3か月、本件審査請求の受付から約1年7か月)
前回諮問の取下げ	: 同年3月15日
本件諮問(再度の諮問)	: 令和4年2月16日 (本件審査請求の受付から約2年6か月半、 前回諮問の取下げから約11か月)

以上によれば、本件では、前回諮問において、本件審査請求の受付から審理員の指名までに約1か月半、反論書等不送付通知書の受付から審理員意見書の提出までに約3か月を要した結果、本件審査請求の受付から前回諮問までに約1年7か月もの期間を要した上、十分な調査検討を行わずに前回諮問をしたために前回諮問を取り下げることとなり、その後、再度の諮問(本件諮問)をするまでに更に約11か月もの期間を要したことにより、本件審査請求の受付から本件諮問までに約2年6か月半もの長期間を要することとなった。

審査庁においては、審査請求事件の調査検討の在り方及び進行管理の仕方を改善する必要がある。

4 よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委員 原 優
委員 野 口 貴 公 美

委 員 村 田 珠 美